

全タク連発第 52 号
令和 8 年 6 月 29 日

中央最低賃金審議会 会長 様

(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会
会 長 川 鍋 一 朗

地域別最低賃金額の改定を目安審議について(要望)

平素は、ハイヤー・タクシー事業の適正な運営及び乗務員の労働条件の改善に格別のご配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年6月 26 日、厚生労働大臣から貴会に対し、令和8年度地域別最低賃金額改定を目安について調査審議を求める諮問が行われました。

ハイヤー・タクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の6割以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

また、法人タクシー事業者の約 85%が保有車両数 30 両以下、約 99%が従業員 300 人以下の企業であり、その大半を中小零細企業が占めております。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。

さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いハイヤー・タクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。